

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

この「しおり」は、生活保護制度の目的やしくみ、申請手続きなどについて、説明したものです。

生活保護制度をもれなく記載したものではなく、制度は変わる場合もありますので、お困りのことや分からないことがある方は、お気軽にお尋ねください。

と あ さき 《問い合わせ先》

さが え し ふく し じ む し ょ ふく し こ く ほ か せいかつ ふく し が かり
寒河江市福祉事務所（福祉国保課生活福祉係）

でんわ
電話 0237-85-0395

〒991-0021

さが え し ちゅうおう に ちようめ ばん ごう
寒河江市中央二丁目2番1号（ハートフルセンター内）

1. せいかつ ほ ご 生活保護とは

- この制度は、日本国憲法第25条の「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という理念に基づき、生活に困っている人に最低限度の生活を保障するとともに、その人が自分の力で生活していけるよう支援することを目的とした制度です。
- 私たちの一生の間には、病気や高齢で仕事ができなくなったり、生計の中心者が亡くなったり、事故にあったりするなど、いろいろな事情で生活が苦しくなって、どうにもならなくなることがあります。
- 生活に困っている世帯に対して、その困窮に応じて生活費や医療費などの必要な給付を行い、最低限度の生活ができるよう援助します。
- なお、外国人の方は、生活保護法による保護の対象外となります。
ただし、国の措置により、永住者や日本人の配偶者等の方は、生活保護法になった必要な保護が行われる場合があります。

2. 生活保護のしくみ

生活保護では、月ごとに、世帯全員の収入と国が定めた最低生活費を比べたうえで、その不足分を保護費として支給します。収入などの変動に応じて支給をするため、保護費の支給額は一定とは限りません。

●最低生活費は、家族の人数や年齢などを参考に、国が定めたものです。

●収入とは、その世帯の勤労収入（働いて得た収入）や年金、手当、仕送り、臨時収入などを合計したものです。

●勤労収入は、基礎控除や必要経費などの控除が認められています。

例1) 生活保護が適用になる場合…世帯収入が最低生活費より少ない

最低生活費（生活扶助、住宅扶助など）	
世帯収入	不足する生活費など＝保護費

例2) 生活保護が適用にならない場合…世帯収入が最低生活費より多い

最低生活費（生活扶助、住宅扶助など）	
世帯収入	

●就労したり、年金を受給したりして収入が増加し、安定した生活が送れるようになった場合は、生活保護が終了することがあります。（生活保護の廃止といいます）

また、安定した生活が送れるか確認するため、猶予期間を設ける場合があります。（生活保護の停止といいます）

3. 生活保護の種類（扶助）

生活保護には次の8つの種類の援助（扶助といいます）があり、その世帯の状況に応じて受けられることになっています。

- ① 生活扶助 食料費・衣料費・光熱水費など、日常生活に必要な費用
- ② 住宅扶助 家賃・地代・家屋の修理などの費用
- ③ 教育扶助 義務教育に必要な学用品・給食費などの費用
- ④ 介護扶助 介護保険によるサービスを受けるために必要な費用
- ⑤ 医療扶助 病気やけがの治療に必要な費用
- ⑥ 出産扶助 出産に必要な費用
- ⑦ 生業扶助 小規模の事業を営む費用
技能を身につけるための費用
高等学校就学に必要な費用
就職するために直接必要な費用
- ⑧ 葬祭扶助 家族等の葬祭に必要な費用

※各扶助には、それぞれ基準額（限度額）や決まりがあります。必要なときは、まず担当員（ケースワーカー）にご相談ください。相談せずに修理や購入をしてしまった場合は、扶助の対象外となることがあります。

4. 生活保護を受ける前に

生活保護は、世帯で活用できる能力や資産などをすべて活用した後に、はじめて適用されるものです。そのため、生活保護法による援助を受けるには、次のことを確認し、事前に活用するよう努力してください。

① 働ける人は、自分の能力に応じて働いてください。

② 保有している資産（預貯金や自動車、土地、家屋、保険など）は、可能な限り活用したり処分したりして、生活費にあててください。

※ 生命保険や土地・家屋、自動車などは、生活保護を受ける場合、原則として保有や使用を認められません。

③ 親や子ども、兄弟姉妹らとよく話し合い、できるかぎりの援助を受ける努力をしてください。（申請後にご家族に対して、援助について照会をします）

④ 年金や手当、自立支援医療など、他の法律や制度で受けられる援助がある場合は、生活保護より優先されます。それを先に受けてください。

5. 生活保護の申請手続き

① 相談（生活困窮相談）

生活が立ちいかなくて困っている方は、寒河江市福祉事務所（ハートフルセンター内）においでください。病気などにより本人や家族の方が来られない場合は、電話などでご連絡ください。



② 申請

相談のうえ、申請意思のある方は、生活保護申請書などの書類をお渡しします。書類を記入し、寒河江市福祉事務所に提出ください。ご事情により本人が申請することができないときは、ご親族による申請もできます。なお、明らかに急迫した状況にあるときは、申請がなくても職権で保護を開始する場合があります。

※申請のために来所する際は、はんこ（認印でも可）をお持ちください。



③ 調査・審査

担当員（ケースワーカー）があなたのご自宅にうかがい状況を確認します。また、銀行や生命保険会社などの関係機関、扶養義務者に照会をし、生活に困っている方の状況や生活保護を受けるための要件が満たされるか調査・審査します。



④^{けってい}決定（保護の開始または却下）

げんそく^{しんせい}として、申請した日から14日以内（特別な事情がある場合は、30日以内）^{にちい}ない^{つうち}に通知をお送りします。

※生活保護は、申請日に^{さかのぼ}って適用され、原則として保険証が無効になります。申請日から決定までの間に医療機関を受診する際は、ケースワーカーに相談してください。

※決定した保護の内容に納得できないときは、不服申し立てをすることができます。

●^{ちようさちゆう}調査中^{ほ ご けってい}でも保護決定することがあります

場合によっては、調査の途中でも、臨時で保護を決定することがあります。臨時決定後に調査が完了して、保護が非該当となった場合、すでに保護費の支給を受けていれば、その支給分は返還していただきます。

●^{ぼうりよくだん}暴力団^{たい}に対する生活保護^{せいかつ ほ ご}の適用^{てきよう}について

申請者が暴力団員の場合、福祉事務所による生活実態の把握や資産等の調査が困難であり保護の要件を満たさないことから、急迫した状況にある場合を除き申請を却下します。また、保護受給中に暴力団員であることが判明した場合、保護の廃止を検討します。

6. 保 護 費 の 支 給

① 保 護 費 は、 原 則 と し て 毎 月 5 日（土 曜 ・ 日 曜 日、 祝 日 の と き は、 そ の
前 の 平 日） に、 あ な た が 届 け 出 さ れ た 金 融 機 関 の 口 座 に 世 帯 分 の 生 活
保 護 費 を お 支 払 い し ま す。

※ 住 宅 扶 助 分（家 賃 や 間 代 等） に つ い て は、 原 則、 福 祉 事 務 所 か ら 貸 主
に 直 接 お 支 払 い し ま す。

② 保 護 費 と し て 受 け 取 っ た お 金 に 対 し て、 税 金 が か か っ た り 差 し 押 さ え ら
れ た り す る こ と は あ り ま せ ん。

③ 保 護 費 の 支 給 額 は、 毎 月 初 旬 の 状 況 に 基 づ い て 支 払 い ま す。 振 込 手
続 き 後 に 生 活 状 況 な ど の 変 更 に よ る 生 活 保 護 費 の 再 計 算 が 行 わ れ た
際 は、 追 加 支 給 分 や 過 払 い 分 を 翌 月 の 生 活 保 護 費 で 調 整 す る こ と が あ
り ま す。

④ 生 活 保 護 費 の 前 借 は で き ま せ ん。 計 画 的 に 生 活 を し て く だ さ い。

7. 生活保護を受けているときに守っていただくこと

①福祉事務所の指導や指示には必ず従ってください。従わない場合は、保護の停止、廃止などをおこなうことがあります。

②家族のなかで働ける方はその能力に応じて働き、少しでも収入を増やすように努力してください。

※安定した職業に就いたことにより保護を必要としなくなった場合、保護廃止時に就労自立給付金が支給されることがあります。

③かけごとや飲酒、喫煙をやめるなど、生活費のムダをなくし、生活の維持・向上に努めてください。

④病気の方は医師の意見に従って、早く元気な体になるよう療養してください。

⑤必要な訪問・調査は拒否しないでください。

⑥自動車の保有および使用は、原則として認められません。

⑦次の(1)(2)については、必ず届け出てください。(届け出義務)

(1)収入および収入額の変更(就労可能と福祉事務所が判断した方は、原則毎月)

◎給料や内職収入など(給料明細書などの写しを提出ください)

◎年金や恩給、諸手当、雇用保険などの収入(支払通知などの写しを提出ください)

◎賞与や保険金、慰謝料、仕送りなどの臨時収入

◎上記の収入額に変更があったとき

(2) 生活 状 況 が 変 わ っ た と き (速 や か に 連 絡 し て く だ さ い)

◎ 就 職 や 退 職、内 職 の 変 更 な ど が あ っ た と き

◎ 病 院 に 入 院、退 院 す る と き

◎ 世 帯 員 の 転 出 や 転 入、結 婚、妊 娠、死 亡 な ど が あ っ た と き

◎ 進 学 や 卒 業、中 退 な ど さ れ る と き

◎ 交 通 事 故 な ど に あ わ れ た と き

◎ 長 期 間 留 守 に さ れ る と き

◎ 家 賃 や 地 代 が 変 わ っ た と き

◎ 転 居 し な け れ ば な ら な く な っ た と き

◎ そ の 他、生 活 状 況 が 変 わ っ た と き

8. 保 護 費 を 返 し て も ら う こ と も あ り ま す

① 最 低 生 活 費 や 収 入 に 変 動 が あ っ た と き

生 活 上 の 変 化 や 収 入 の 増 加 に よ り、 月 初 め に 受 給 し た 保 護 費 が
再 計 算 し た 保 護 費 と 比 較 し て 多 く な っ た と き は、 多 い 分 だ け 返 し て い た
だ き ま す。

② 資 産 が あ り な が ら 保 護 を 受 け た 場 合

資 産 が あ る に も か か わ ら ず 急 迫 し た 事 情 の た め 保 護 を 受 け た と き、
年 金 ・ 手 当 な ど を 受 け ら れ な か っ た 人 が 遡 っ て そ れ ら を 受 給 し た と
き、 交 通 事 故 の 賠 償 金 を 受 け 取 っ た と き な ど は、 原 則 と し て、 そ の
資 産 や 収 入 の 範 囲 内 で 保 護 費 を 返 し て い た だ き ま す。

③ 不 正 に 保 護 を 受 け た 場 合

収 入 が あ る の に 申 告 し な か っ た り、 ウ ソ の 申 告 を し て 不 正 に 保 護 を 受
け た り し た と き は、 不 正 に 受 け た 保 護 費 全 部 を 返 し て い た だ き ま す。 な
お、 生 活 保 護 法 に 基 づ き 加 算 し て 返 還 を 求 め る 場 合 が あ り ま す。
ま た、 懲 役、 罰 金 な ど に 処 せ ら れ る こ と が あ り ま す。

● 給 与 収 入 や 年 金 収 入 な ど は、 申 告 の 内 容 に 誤 り が な い か を、 福 祉
事 務 所 が 定 期 的 に 課 税 調 査 を 行 っ て 確 認 し ま す。 ま た、 申 告 内 容 に 不 明
な 点 等 が あ る 場 合 は、 福 祉 事 務 所 か ら 勤 務 先 な ど に 対 し て 調 査 を 行 う こ
と が あ り ま す。

9. 受診や介護保険サービスが必要になったとき

びょうき 病気になったとき

- ① びょうき じゅしん
① 病気で受診したいときは、事前に じぜん ふくし じむしょ そうだん
福祉事務所に相談のうえ、 しょうびょうとどけ
傷 病 届
(していようしき) で 届け出 を してください。
- ② せいかつ ほ ご ほう してい
② 生活保護法で指定されている いるりょうきかん しんりょうじょ じゅしん
医療機関や診療所で受診できます。なお、
じゅしん いるりょうきかん かもく げんそく いっ しょ
受診する医療機関は、科目ごとに、原則として一カ所です。
- ③ じゅしん び
③ 受診日までに、福祉事務所から受診する 医療機関に せいかつ ほ ご むね せつめい
生活保護の旨を説明
します。

※ ていきじゅしん ばあい げんそく れんらくふよう ほうもん じ じゅしん ようす きき
※ 定期受診の場合は、原則、連絡不要です。訪問時に受診の様子をお聞き
します。 ひさ じゅしん はじ びょういん じょうきょう
久しぶりの受診や初めて病院にかかるような状 況 になった
ばあい つ ど ふくし じむしょ そうだん
場合は、その都度、福祉事務所にご相談ください。

※ ど にちようび しゅくじつ きゅう じゅしん ばあい かいちよう び
※ 土・日曜日、祝日に 急 な受診をした場合は、開庁日になってから
ふくし じむしょ れんらく
福祉事務所にご連絡ください。

かいごほけん りよう 介護保険の利用

- ① かいごほけん りよう
① 介護保険サービスの利用には、かいごほけんせいど しんせい ひつよう
介護保険制度の申請が必要です。
- ② りよう
② 利用にあたってかいごほけんせいど ようけん
介護保険
たんとうか と あ てつづ
担当課にお問い合わせのうえ、手続きください。
- ③ しんせいご たんとういん れんらく
③ 申請後には、担当員（ケースワーカー）にご連絡ください。
- ④ かいごほけん りようまえ とど で ひつよう
④ 介護保険サービス利用前に届け出が必要ですので、福祉事務所に介護
とどけ していようしき ていしゅつ
届（指定様式）を提出 ください。

10. 担当員（ケースワーカー）や民生委員

担当員（ケースワーカー）は、正しい保護を行うため、定期的に、また必要に応じて家庭訪問をします。また、保護を受けている世帯の生活の維持・向上をはかるため、必要な質問や助言を行いますので協力してください。担当員は皆さんの相談相手でもありますので、困ったことや、わからないことがあれば遠慮なく相談してください。

福祉事務所と協力関係にある民生委員は、それぞれの地区の困っている方たちなどの相談に応じ、福祉事務所への橋渡しの役割をしてもらっています。

皆さんの身近な相談相手ですので、気軽にご相談ください。

1 1. 減免を受けられるもの

せいかつ ほ ご う ばあい
生活保護を受けた場合には、つぎ りょうきん ぜいきん
税金についてめんじょ げんがく
免除または減額を
う ばあい
受けられる場合があります。げんめんせいど う ばあい
減免制度を受ける場合は、しよてい まどぐち
所定の窓口でのてつづ
手続きがひつよう
必要です。

てつづ
手続きのためにせいかつ ほ ご じゅきゅうしやうめいしよ ひつよう ばあい
生活保護受給証明書が必要な場合は、ふくしじむしよ はっこう
福祉事務所で発行
しています。

① こくみんねんきんほけんりやう
国民年金保険料

まどぐち し みるんせいかつ か
窓口： 市民生活課

② し けんみんぜい こていしさんぜい
市・県民税、固定資産税

まどぐち ぜいむ か
窓口： 税務課

③ ほいくしやうとう ほいくりやう
保育所等の保育料

まどぐち こそだ すいしん か
窓口： 子育て推進課

④ ほうそうじゅしんりやう
NHK放送受信料

まどぐち ふくしこくほ か てつづ ひつよう
窓口： 福祉国保課で手続きに必要な
しょうめいしよ はっこう
証明書を発行します

1 2. 一時扶助

まいつきしきゅう ほ ご ひ さいていせいかつ ひ ひつよう
毎月支給される保護費のなかには、最低生活費として必要なものは、すべ
て含まれています。しかしながら、しゅっさん にゅうがく にゅうたいいん ばあい あたら
しく保護される方で物資などの持ち合わせがない場合に限り、一時的に一定
の物を支給します。ただし、それぞれの支給には一定の条件や上限額があ
りますので、きぼう 希望したとしても、しきゅう 支給されない場合があります。

せいかつ ほ ご じぜん しんせい げんそく つぎ おも いちじふじょ ふくしじむしょ
生活保護は事前の申請が原則です。次の主な一時扶助も、福祉事務所に
じぜん そうだん しんせい おこな
事前の相談・申請を行ってください。

しきゅう しんせい りょうしゅうしょ しよるい ひつよう ばあい
支給の申請にあたっては、領収書などの書類が必要な場合がありますの
で、なくさないようにちゅうい 注意してください。

おも いちじふじょ <主な一時扶助>

- ひふく ひ つぎ しめ いるい ひつよう ばあい ひよう
被服費 次を示す、衣類を必要とする場合の費用
- ふとん ふとんるい まった また まった しょう ばあい ひよう
布団 布団類が全くない又は全く使用にたえなくなった場合の費用
- ひふく ひふく も ばあい ひよう
被服 被服を持っていない場合の費用
- しんせいじひふくとう しゅっさん ひか うぶぎ ひつよう ばあい ひよう
新生児被服等 出産を控えて産着などを必要とする場合の費用
- ねまきとう にゅういん ひつよう もの にゅういん さい ねまき まった また
寝巻等 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻などが全くない又は
しょう 使用にたえない場合の費用
- おむつ じょうじしっきんじょうたい もの ひつよう ばあい ひよう
常時失禁状態にある者でおむつを必要とする場合の費用
- にゅうがくじゅんびきん しょう ちゅうがっこう にゅうがくじゅんび ひつよう ひよう
入学準備金 小・中学校の入学準備に必要な費用

- か ぐ じゅうき
家具什器
ちようきにゆういん たいいん たんしんしゃ さいがいりさいしゃ ばあい ひつよう
長期入 院 後に退院する単身者、災害罹災者などの場合に必要
とする炊事用具・食器類の費用
- はいでんせつび
配電設備
はいでんせつび しんせつ さい ひよう
はじめて配電設備を新設する際の費用
- すいどうとうせつび
水道等設備
い ど みず いんよう てき すいどう せつび ひつよう
井戸水が飲用に適しないなど、水道の設備がどうしても必要
な場合の費用
- その他
てんきよ さい しききんとう
転居の際の敷金等
たいいん ばあい と し けいかくほう
退院する場合や都市計画法などによる立ち退きなどで
てんきよ しん え ばあい ひつよう ひよう
転居が真にやむを得ない場合に必要な費用
かおくほしゅう ひ
家屋補修費
かおく や ね かべ ほしゅう ひつよう ばあい ひよう
家屋の屋根や壁などの補修を必要とする場合の費用
にゅうよくせつび ふせつ
入 浴 設備の敷設
じゅうど しんしんしょうがいしゃ ほこうこんなん ろうじん きんりん こうしゅう
重度の心身障害者、歩行困難な老人などで近隣に公衆
よくじょう
浴 場がないときに必要な費用
つうがくようじてんしゃ
通学用自転車
つうがく じてんしゃ しょう ばあい
通学のために自転車を使用しなければならない場合の
じてんしゃ こうにゅう ひ
自転車の購入費
ちりょうざいりょう ひ
治療材料費
めがね ほこうほじょ ぎし そうぐ きゅうふ
眼鏡、歩行補助つえ、義肢、ストーマ装具などの給付を
う ひよう
受ける費用
せじゅつ ひ
施術費
じゅうどうせいふく ま きゅうふ
柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージの給付を
う ひよう
受ける費用
いそう ひ
移送費
いりょうきかん つういん さいとう こうつう ひ
医療機関に通院する際等の交通費

※一時扶助はこの他にもありますので、福祉事務所にご相談ください。